

ネットパトロールの最近の傾向

主なものとしては、他人への誹謗中傷、不適切画像等の投稿、個人情報流出の恐れがあるもの・・・が多い傾向になっています。

未成年の投稿が公職選挙法違反となるかもしれません！！

平成24年4月に公職選挙法の一部が改正され、インターネット等を利用した選挙運動のうち一定のものが解禁されました。

公職選挙法は、選挙の公正、候補者間の平等を確保することを目的としているため、インターネット等による選挙運動にもかなり厳格なルールが決められており、そのルールに基づいて行われる場合に限り許されるのであって、誰でも自由にできるわけではありません。

問題

小中学生が選挙の街頭演説等を携帯電話のカメラで撮影し、ブログやSNS、掲示板等にアップロードするようなことはできるでしょうか？ ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ **答**:これはできません。

未成年の場合、選挙運動そのものが禁止されていて、公職選挙法で下記のような罰則が科せられる可能性があります。

- ・未成年者(満20歳未満の者)は、選挙運動をすることができません。【第137条の2】
- ・違反した者は、1年以下の禁固又は30万円以下の罰金に処せられます。【第239条第1項第1号】
- ・選挙権及び被選挙権が停止されます。【第252条第1項、第2項】

★まもなく衆議院の総選挙が行われますので、不用意な投稿にはくれぐれも気をつけて下さい★

■インターネット上の犯罪被害について■

メッセージアプリ(LINEやカカオトーク等)を利用したやり取りが、いじめや犯罪に発展したという事件が時折ニュースを騒がせます。このため、運営元でも、ホームページ等を中心に注意喚起を行っています。

インターネット上でのやり取りは、相手の顔が見えませんが、たとえ相手が仲の良い友達であっても相手の気持ちを考え、送信する表現等に気をつける必要があります。

また、インターネット上で知り合った他人と直接会うようなことも絶対にやめましょう。

～保護者の皆さんに知っておいていただきたいこと～

インターネットで知り合った人からの性犯罪被害者には、以下の特徴があります。

- ・家庭で携帯電話の使用についての注意を受けていない。
- ・フィルタリングサービスを利用していない、家庭での携帯電話使用のルールがない。

また、LINEのID交換掲示板等を通じた出会いから、被害に遭うまでの期間が短いという統計もあります。※被害の約半数は、サービスの使用開始から1週間以内に起きています
スマホを持たせる前に、家庭内のルール作りやフィルタリングの必要性を考慮するとともに、子どもが携帯電話やインターネットで何をしているか、きちんと注意を払うことが重要です。

～子どもたちが笑顔で学べる環境づくり～

藤枝市教育委員会教育政策課 Tel 054-643-3045
E-mail kyoikuseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp